

御前崎市栗ノ原霊園



 御前崎市

墓所区画

概要

- ・所在地：御前崎市比木3123番地の1
- ・区画数：(旧)157区画 (新)62区画

区画図

- ・一区画：3.24㎡

既存区画
(157区画)

正福寺墓地	J-11	I-11	H-11	G-11	F-11	E-11	D-11	C-11	B-11	A-11	L-11
	J-10	I-10	H-10	G-10	F-10	E-10	D-10	C-10	B-10	A-10	L-10
	J-9	I-9	H-9	G-9	F-9	E-9	D-9	C-9	B-9	A-9	L-9
	J-8	I-8	H-8	G-8	F-8	E-8	D-8	C-8	B-8	A-8	L-8
	J-7	I-7	H-7	G-7	F-7	E-7	D-7	C-7	B-7	A-7	L-7
	J-6	I-6	H-6	G-6	F-6	E-6	D-6	C-6	B-6	A-6	L-6
正福寺墓地	J-5	I-5	H-5	G-5	F-5	E-5	D-5	C-5	B-5	A-5	L-5
	J-4	I-4	H-4	G-4	F-4	E-4	D-4	C-4	B-4	A-4	L-4
	J-3	I-3	H-3	G-3	F-3	E-3	D-3	C-3	B-3	A-3	L-3
	J-2	I-2	H-2	G-2	F-2	E-2	D-2	C-2	B-2	A-2	L-2
	J-1	I-1	H-1	G-1	F-1	E-1	D-1	C-1	B-1	A-1	L-1
K-14	J-14	I-14	H-14	G-14	F-14	E-14	D-14	C-14	B-14	A-14	L-14
K-13	J-13	I-13	H-13	G-13	F-13	E-13	D-13	C-13	B-13	A-13	L-13
K-12	J-12	I-12	H-12	G-12	F-12	E-12	D-12	C-12	B-12	A-12	L-12

道路

墓石
無縁塔
水汲み小屋

追加区画 (62区画)

令和6年3月1日完成



使用目的

- ・墓所の使用は、焼骨の埋葬、墓碑形像類を建設する目的に限ります。

使用制限

- ・墓所の使用は1世帯につき1区画に限ります。
(1区画とは3.24㎡の区画のもの)
- ・墓碑、形像類等の制限については、市の定める規則に従ってください。

使用資格 ※ 全て満たす必要があります。

- ・引き続き1年以上市内に住所を有する者であること
- ・祖先の祭祀を主宰すべき者であること
- ・墓所内の管理を確実に行う見込みのある者であること

墓碑等の制限

- ・境界ブロック及び入口ブロックは、移動・取り外しはできません。
- ・墓碑台石は、境界ブロックの内面から20cm以上空けます。
- ・囲障や石積・盛土をする場合は、境界ブロック内面からで、その高さはブロックから40cm以内です。
- ・墓碑形像類の高さは、ブロックから2m以内です。
- ・樹木を入植する場合の高さは、境界ブロックから40cm以内です。

使用許可の取消等

- ・使用の目的・制限等、法令又は条例及びこれに基づく規則に違反した場合、市長の指示に従わなかった場合、使用許可が取り消されることがあります。
- ・使用者の死亡から1年以内に承継の申請がない場合、使用者及びその家族の所在が5年以上不明な場合、墓所の使用権が消滅することがあります。

墓所区画使用料等

【墓所区画】	区 分	使用料金額(永代)	管理料金額(1年)
	1区画	250,000円	1,600円

- ・使用料金 … 申請の際に(1度限り)納付していただきます。
- ・管理料金 … 使用許可の日付の翌年度から、毎年指定の期日までに納付していただきます。

合 葬 墓



令和6年3月1日完成

合葬墓とは

- ・複数の人の遺骨を同じ場所に埋葬する形式のお墓です。
- ・合葬墓の正面の参拝スペースに花や線香を供えることができます。
- ・個別に管理する必要がなく、管理料もかかりません。
- ・遺骨は永代でお預かりしますが、市で読経や法要などは執り行いません。必要な人は個人で対応をお願いします。



使用資格

※ 全て満たす必要があります。

- ・引き続き1年以上市内に住所を有する者であること
- ・祖先の祭祀を主宰すべき者であること
- ・収蔵する焼骨を現在所有する者であること

合葬墓使用料等

【合葬墓】

納骨体数	1体	2体	3～5体	6～10体	11体～
使用料金額(永代)	150,000円	250,000円	350,000円	450,000円	500,000円

- ・使用料金 … 申請の際に(1度限り)納付していただきます。

※合葬墓の場合、管理料金は発生しません。

申請について

【墓所の申請に必要なもの】

- ・墓所使用許可申請書(様式第1号)
- ・申請者世帯全員の住民票(本籍地記載のもの)

【合葬墓の申請に必要なもの】

- ・合葬墓使用許可申請書(様式第1号)
- ・火葬許可証、改葬許可証の写し又は焼骨の埋蔵か収蔵を証明する書類

(提出先)

- ・御前崎市役所市民課

※募集に制限等がある可能性があるため、ご希望の方は下記お問い合わせ先へご確認ください。

お問い合わせ先

御前崎市役所 市民生活部 市民課

御前崎市池新田5585番地 TEL:0537-85-1162

(受付時間) 午前8時15分～午後5時

(休日) 土・日曜日、祝日(年末年始:12月29日～翌1月3日)

(ホームページ) 『御前崎市 栗ノ原霊園』で検索

https://www.city.omaezaki.shizuoka.jp/soshiki/kankyo/gomi_kankyo/bochikaso_uba/kurinohara.html



令和7年4月 御前崎市発行